



～小松市赤ちゃん紙おむつ定期便 ご利用案内～

【対象者】

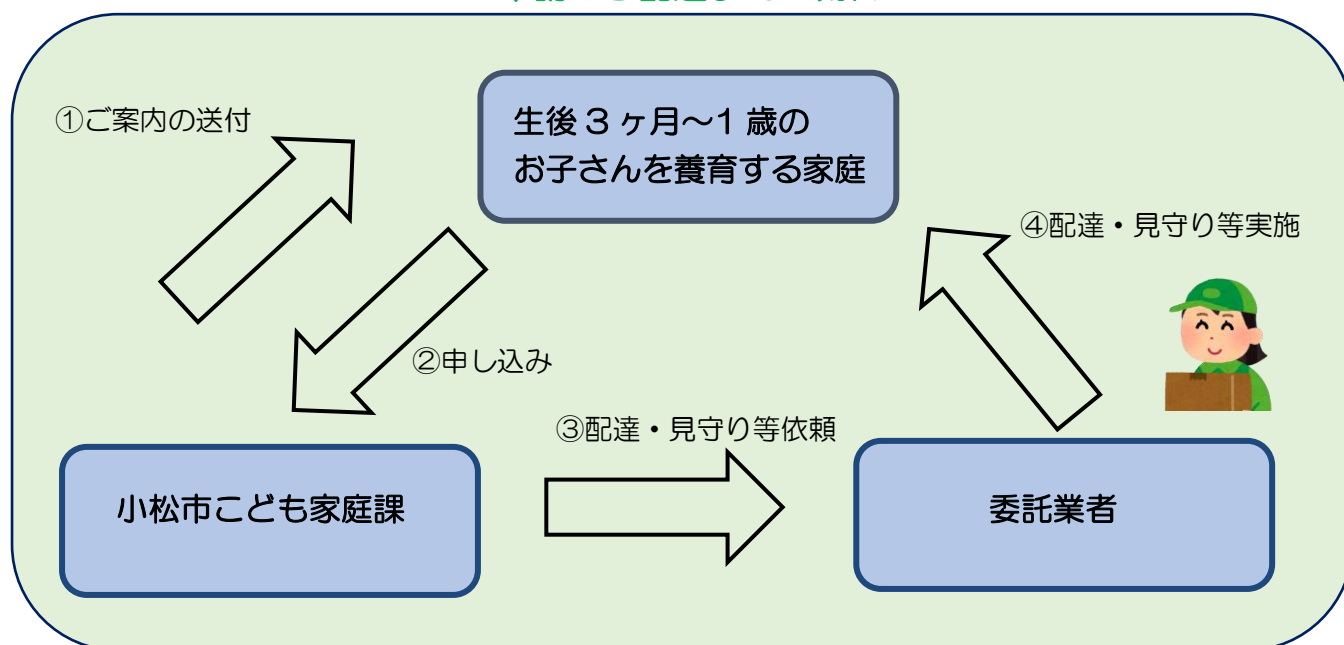
小松市に住所がある、生後3ヶ月～1歳の誕生日までのお子さんとその保護者

※転入者の場合は小松市に転入の届け出をした月の3ヶ月後から1歳の誕生日までが対象となります。

【支援内容】

- お子さんと保護者の方の見守りと子育てに関する情報提供を行います。
- 毎月1回ご希望の紙おむつを無償で配達します。

～申請から配達までの流れ～



- ① 小松市から対象のご家庭へ、「小松市赤ちゃん紙おむつ定期便事業のお申込みについて」のご案内をお届けします。
- ② こまつ電子申請サービスで申請をしてください。
- ③ 小松市から委託業者に紙おむつの配達・見守り等を依頼します。
- ④ 配達業者から配達日の連絡後、各家庭に毎月紙おむつを配達し、併せて見守りと子育てに関する情報提供を行います。

※配達員及び配達業者は、個人情報についてこの事業以外に利用することはありません。

～お願い～

- この事業は紙おむつの配達に合わせてお子さんと保護者の方の見守りを目的としています。
そのため、紙おむつ等の支給品は原則配達員と対面し受け取る必要があります。
- 里帰り先などご自宅以外の場所への配達はできません。